

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

令和3年3月8日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 2件

厚生年金保険関係 2件

厚生局受付番号 : 関東信越 (東京) (受) 第 2000515 号
厚生局事案番号 : 関東信越 (東京) (厚) 第 2000127 号

第 1 結論

- 1 請求者のA社における平成 25 年 12 月 11 日の標準賞与額を 28 万 8,000 円に訂正することが必要である。

平成 25 年 12 月 11 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律 (以下「厚生年金特例法」という。) 第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 25 年 12 月 11 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

- 2 請求者のA社における平成 25 年 12 月 11 日の標準賞与額を 30 万円に訂正することが必要である。

平成 25 年 12 月 11 日の訂正後の標準賞与額 (上記 1 の訂正後の標準賞与額を除く。) については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

第 2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 55 年生
住 所 :

- 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 25 年 12 月

A社に勤務した平成 25 年 12 月の賞与の記録が漏れている。賞与からの保険料控除が確認できる賃金台帳を提出するので、調査の上、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第 3 判断の理由

- 1 A社が作成し、請求者から提出された賃金台帳 (以下「賃金台帳」という。) により、請求者は請求期間について事業主により賞与の支払を受け、賞与額に見合う標準賞与額より低い標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低

い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、貸金台帳により確認できる厚生年金保険料控除額から、28万8,000円に訂正することが妥当である。

また、請求期間の賞与支給日については、事業主の回答により、平成25年12月11日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間の賞与に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成25年12月11日の賞与について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料については納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を年金事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

2 請求期間について、貸金台帳により、賞与額に見合う標準賞与額は、上記1の訂正後の標準賞与額よりも高額であることが認められる。

したがって、平成25年12月11日の賞与額については、上記貸金台帳により確認できる賞与額から、30万円とすることが必要である。

なお、平成25年12月11日の訂正後の標準賞与額（上記1の訂正後の標準賞与額を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 関東信越 (東京) (受) 第 2000664 号
厚生局事案番号 : 関東信越 (東京) (厚) 第 2000128 号

第 1 結論

請求者の A 社における平成 29 年 9 月 1 日から平成 30 年 6 月 1 日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成 29 年 9 月から平成 30 年 5 月までの標準報酬月額については、26 万円から 38 万円とする。

平成 29 年 9 月から平成 30 年 5 月までの訂正後の標準報酬月額は、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 63 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 29 年 9 月 1 日から平成 30 年 6 月 1 日まで

厚生年金保険の記録では、請求期間に係る標準報酬月額の記録の一部が、保険給付の対象とならない記録 (厚生年金保険法第 75 条本文該当) となっている。調査の上、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者及び事業主から提出された請求者に係る賃金台帳によると、請求者の請求期間に係る標準報酬月額の改定又は決定の基礎となる月の報酬額に基づく報酬月額に見合う標準報酬月額は、26 万円であることが確認できる。

しかしながら、厚生年金保険法第 24 条第 1 項において、同法第 21 条第 1 項等による算定が困難であるとき、又は、著しく不当であるときは、これらの規定にかかわらず、実施機関が算定する額を当該被保険者の報酬月額とする旨規定されており、標準報酬月額の改定又は決定の基礎となる月のすべてが無給又は低額の休職給である場合は、保険者において従前の標準報酬月額により決定 (以下「保険者算定」という。) する旨の取扱いとされているところ、上記賃金台帳及び事業主から提出された請求者に係る人事記録台帳により、平成 29 年 4 月から同年 6 月までのすべての月において、休職により減額された給与が支払われていることが確認できることから、同年の定時決定は保険者算定に該当すると認められ、また、オンライン記録により、請求者の従前の標準報酬月額は、38 万円であることが確認できる。

一方、オンライン記録により、事業主は請求者に係る厚生年金保険法第 81 条の 2 の規定に基づく育児休業期間中 (平成 29 年 * 月 * 日から平成 31 年 * 月 * 日まで) 及び同法第 81 条の

2の2の規定に基づく産前産後休業期間中（平成29年*月*日から同年*月*日まで）における厚生年金保険料の徴収免除の申出を行ったことが確認できる。

また、当該規定には、育児休業等又は産前産後休業（以下、まとめて「育児休業等」という。）をしている被保険者が使用される事業所の事業主が申出をしたときは、当該被保険者に係る保険料であって、その育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨定められていることから、請求期間の標準報酬月額については、保険給付の計算の基礎となるものとして記録すべきである。

以上のことから、請求者の請求期間に係る標準報酬月額については、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要であり、その額は、オンライン記録において確認できる平成29年8月の標準報酬月額から、38万円とすることが必要である。